

## 平成25年度 公の施設目標管理型評価書

施設名	新潟市小針野球場		
管理者名	(公財)新潟市開発公社	指定期間	平成21年4月1日 ~ 平成26年3月31日
担当課	西区地域課		
所在地	西区小針1丁目5番1号		
根拠法令	スポーツ基本法		
設置条例	新潟市体育施設条例		
施設概要	敷地面積 25,935㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造 2階建 主な施設内容（構成施設の内容） グラウンド 11,752㎡ 両翼 90m 中堅 120m 内野：クレー 外野：天然芝		

### 施設設置目的

スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。

### 管理・運営に関する基本理念、方針等

- (1)新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。
- (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用が確保すること。
- (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。
- (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。
- (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。
- (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。
- (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。
- (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市 民	広報の充実	・月間HP等による情報提供更新 1回以上	・HP毎月1回以上更新	B	指標達成
	基準利用者数の達成	・1万人以上	・平成25年度利用者数:7,910人	C	指標を下回る結果
	苦情・要望に対する対応	・苦情、要望には14営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアルの職員周知	・適切に対応している	B	指標達成
財 務	利用者1人あたりのコスト削減額	・前年度よりも削減(区内管理施設全体)	・平成24年度 473/人 ・平成25年度 493/人 ※工事の為、休館期間あり	B	概ね達成(工事による休館あり)
	使用料収入の達成	・(免除料金を含む)使用料が年間 1,350千円以上	・平成25年度使用料収入:1,236,630円	B	概ね達成
業 務	人身事故に関するもの	・補償を伴う事故発生件数0件	・人身事故無し、AED使用無し	A	人身事故等なし
	臨時休業時間	・指定管理者の管理運営責任での臨時休業日0日	・臨時休業(閉館)無し	B	指標達成
	事業計画・事業報告の適切さ	・事業計画書、事業報告書の提出 〆切厳守	・適切に対応している	B	指標達成
	安全確保体制の確立	・危機管理マニュアルの職員周知 ・開館前の始業点検、閉館時の終業点検及び開館中の定期巡回など安全対策の実施	・危機管理マニュアルを全員所持 ・始業点検、終業点検、開館中の巡回実施	B	指標達成
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・災害発生時の対応マニュアル(非難の誘導や蘇生対応等)の職員周知 ・事件、事故対応訓練や講習を年1回以上実施	・災害対策本部要綱、非常配備体制に関する基準及び職員の災害時対応手帳ガイドライン規定 ・消防訓練及び心肺蘇生法訓練実施 ・防犯及び防災講習会を年1回実施	B	指標達成
	関係法令の遵守	・個人情報の取り扱いに関するマニュアルの職員周知	・個人情報保護規定 ・個人情報保護に関する研修実施	B	指標達成
	守秘義務の徹底	・機密情報の取り扱いに関するマニュアルの職員周知	・法令遵守要綱、法令遵守に関するガイドライン及び情報管理要綱 ・コンプライアンス研修実施	B	指標達成
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	・適切に対応している	B	指標達成
人 材	配置人員条件の充足	・業務基準書に定める適切な職員配置	・適切に対応している	B	指標達成
	知識や技能の向上	・業務実施マニュアルの職員周知	・適切に対応している	B	指標達成

【評価基準】

A：要求水準（＝評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている。  
 B：要求水準（＝評価指標）を達成されている。  
 C：要求水準（＝評価指標）を達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

安全に利用していただけるよう、グラウンドの整備や老朽化した施設の修繕を実施した。  
 開催される大会の参加人数により、利用者数の増減があり基準利用者達成ができなかった。  
 今後は大会だけでなく、一般の練習等での利用者数が増加するように広報の充実を図る必要があると考える。

所管課による総合評価(所見)

指定管理期間最終年(5年目)を迎えたが、引き続き指定管理業務基準書に基づき適正に管理を行った。  
 昨年度に比べ利用者数が減少してはいるものの、屋外施設の場合は、天候や大会規模に大きく左右される面があり、特段利用が減少していることもないため、大きな問題ではないと考える。  
 大会利用等を中心に、休日の利用率が高い施設であるが、本指定管理期間全般としては、大きな事故・トラブル等なく良好な管理運営を行ったと評価できる。